

第 10 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

農林水産省大臣官房政策課

第 10 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 5 年 2 月 24 日（金）13：32～15：37

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

〔今後の展開方向（基本理念）〕

3. 閉会

【配布資料一覧】

資料 1 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿

資料 2 今後の展開方向（基本理念）

参考資料 食料・農業・農村基本法

午後 1 時 3 2 分 開会

○政策課長 では、ただいまから第10回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は上岡委員、高槻委員、堀切委員、吉高委員が所用により御欠席ということでございます。

現時点での委員の出席者は16名でありまして、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数、3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、野村農林水産大臣から御挨拶をお願いいたします。

○農林水産大臣 皆様、こんにちは。農林水産大臣の野村でございます。

今日で、第10回目になるそうではありますが、皆様方には毎回毎回貴重な御意見をいただいておりますことを心から御礼を申し上げる次第でございます。

今朝の農業新聞に、非常に対比した形で面白い記事が載っておったものですから、これはいいなと思っております。といいますのは、今日の1面にありましたのは、日本の敷島というパン屋さんですけども、パンの製造会社であります、日本の小麦を使うということで、日本の小麦を使いだしたというのが載っておりました。

ただその下には、何焼きというのかな、何しろそれを日本の米粉で作っているというのが出ておりまして、やはり日本の食品に対するものの考え方というのが、原料に対する考え方が変わりつつあるなというのを思いました。

しかしながら、1面を開けてみましたら肥料高、飼料高だというのが載っておりまして、非常に明るいニュースとちょっと暗いニュースが対比的に載っておりました。

今朝、私どもは閣議がありまして、その後、今度は物価高の対策本部が開かれまして、総理から指示が出ました。それは何かといいますと、小麦の価格というのは年に2回、4月と10月に価格を決めるんですが、それについては激変緩和をやれという指示が1つございました。それから、畜産のエサにつきましても、これも高止まりしているので、これ

も何か対策を考えなさいという指示が出ましたので、早速役所内で今検討しているところ
であります。

こういったことにいろいろ関心が高まってきたなということを実は思っているところで
ございまして、いよいよ皆さん方に、基本法の検証部会では基本理念についての御議論を
いただくということになっておりまして、いよいよ言わば本論に入っていかれる道筋を立
てていただく内容の議論になってくるだろうと、こんなふうに思っておりまして、大変皆
さん方の御意見に関心が高まってくるというふうに思っております。

何しろこの基本理念に基づいて骨格が出来上がっていくわけですから、バックボーンを
今度作っていただくということになってこようと思っておりますので、どうかまた活発な
御意見をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本
日もよろしく願いいたします。

○政策課長 ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては中嶋
部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

今、御紹介ありましたように、第10回目の部会開催となります。

本日の審議会は15時30分まで開催する予定でございます。

それでは、議題に入ります。

今後の展開方法についての議論ということで、食料・農業・農村基本法の基本理念につ
いての議論となります。

今回からは6月を目途とした中間取りまとめに向けた議論となりますので、是非皆様と
深い議論をさせていただければと存じます。

意見交換は今まで皆様からお話しいただきっぱなしになっていたんですが、できれば委
員の皆様の間でも議論ができるような、そういう進め方をしていきたいと思っております。

この後、事務局から用意された資料の御説明をいただきますが、その後、残りの時間を
使って議論したいと思います。大きく2つに分けて、前半については食料安全保障をテー
マにして御意見をいただき、意見交換、議論を交わしたい。

それから、後半は4つの理念、広くこの基本理念についての御議論をしていただきた
いと思います。もちろん今2つに分けましたけれども、当然相互に関係せざるを得ません
ので、もしかするとうまく整理できないかもしれませんが、一応、この見直し作業の出発
点であり、問題意識として強く持っていた食料安全保障についてまず御意見を伺ってい

いと考えているところでございます。

それでは、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○総括審議官 お手元の資料2に基づいて説明をさせていただきます。

先ほど中嶋部会長からもあったとおり、もう既に委員の皆様方、この資料は事前に読まれていると思いますので、簡単に御説明をさせていただきますして、議論の時間を取りたいというふうに思います。

この資料につきましては、1つ目はこれまで議論をいただいたような基本法制定時に想定していなかった事態、2つ目はその事態による課題と、今後20年を見据えた課題。それらを踏まえまして、今の基本法で足りない、若しくは見直す必要がある基本理念の論点、そういうものについて提示をさせていただいています。それらの資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧いただきまして、基本法制定時に想定していない情勢変化ということで、食料供給が不安定化した。その1つは、①として、世界人口が急増しておりますので、それに備えて増産しているんですけれども、どうしても不安定さがある。さらに、②にありますように、気候変動等によって異常気象による不作が頻発しておりますので、この不作が起こると食料供給が不安定化して、安定的な調達がしにくくなっているということがまず挙げられます。

2つ目は食料供給および農業をめぐる国際的な議論の進展でございます。この20年間に主として持続可能性、そういう観点から食料農業関係の議論というのは大きく進みました。

1点目は食料安全保障そのものに関する議論につきましては、FAOをベースとして、国民一人一人の食料安全保障という観点の定義付けが定着して、それに基づいた議論が進んでおります。

2点目は、環境をはじめとする持続可能性ということで、農業と環境の持続可能性、食品産業と環境の持続可能性という議論が進んで、農業・食品産業をもっと持続的なものに変えていかないといけないという議論が大きく進んでおります。

3点目は3ページでございますけれども、経済的な情勢の変化でございます。

日本の経済的地位というのは相対的に低下しておりますので、①に書いているように日本が世界最大の輸入国という地位からもう変化してきて、世界中から好きなだけ食料や生産資材を輸入できる状況ではなくなっているというのがまず1点です。

2点目は、経済成長の停滞の中で低所得者層というのが増えてつつあるという中で、日本国内においても経済的理由により十分な食料を入手できず、健康的な食生活を行えないというような人も増加しつつある。

3点目は、この経済停滞の中で、デフレが定着をしましたので、その中で食品の価格を上げることが忌避するフードチェーンが構成された。この結果、価格転嫁が正常に行えないという問題が発生しております。

4点目は、4ページ目ですけれども、人口減少に基づく影響でございます。1つは人口減少に基づいて国内市場はこれまでも縮小傾向にありますけれども、今後大きく縮小していくということが予想されます。

日本の農業、食品産業というのは国内市場を想定したものでございますので、国内市場が縮小するという中で、将来の生産の拡大や投資意欲を削ぐという中で、生産について規模を縮小するというような流れも見られるようになってきております。

同じようなことが食品流通でも起こっておりまして、食料を届ける力が減退をしております。採算が取れる地域というのが減少しておりまして、その中で物が届かない、いわゆる買い物困難者の問題も発生する。これが全国的な問題に広がっております。

また、一方、③でございますけれども、国際的な食市場というのが拡大してございまして、20年前には考えられなかった。日本のものを世界に届けるということも現実的なオプションとして出てきております。

次に、5ページ目の(5)でございますけれども、農業従事者の減少、一方として技術革新の進展でございます。

農業従事者は、これまでも基幹的農業従事者が半分に減っており、今後よりスピードを上げて減っていくということが予想されます。

その中で、そういった退場していく農業者の農地等を引き受けてきたのは比較的規模の大きい農業経営ということでございます。こういった人たちの生産面積、売上げの拡大の傾向は今後とも続くというふうに考えられます。

一方、スマート農業・農業DXというような技術というのはこの20年間で実現しまして、かつて考えられなかったような生産性向上、品質の安定に関するブレークスルーというのも発生しております。

(6)でございますけれども、農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退ということでございまして、農村人口というのは日本の人口よりも、先行して減少してお

りまして、集落の機能の維持が困難になるというような地域も増えております。

これによって農業の下支えができないというところも増えてくるということが予想されます。

2の過去20年間と今後20年間で踏まえた課題ということで、このパーツで重要なのは、矢印の下の部分というのが課題でございます。前半の部分は1の部分と重複するところがありますので、下の部分を中心に説明させていただきます。

過去20年間の情勢変化を踏まえた課題、平時においても食料安全保障リスク、①、②にかかりますが、①につきましては、平時においても経済的理由、若しくは物が届かないということで、食品アクセスに困難を抱える国民というのが増加傾向にありまして、FAOの定義するような国民一人一人の食料安全保障の問題というものが日本でも発生しているという課題でございます。

②につきましては、食料安定供給に係る輸入リスクの発生でございます。輸入が安定的に行われるということに若干不安が生じているという中で、農産物や生産資材の国内生産の拡大というものに一層取り組む必要があります。また、輸入の安定化、備蓄の有効活用などにも改めて取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

③の適切な価格形成でございます。現行基本法は市場において適切な価格形成が行われるという前提に立っておりますけれども、実際は先ほど出ていたデフレ経済の中で、適切な価格形成が行われなかったということがございますので、適切な価格形成が行われるように市場機能の正常化のための施策に取り組むとともに、需要に応じた生産を推進するための政策に取り組む必要があるというふうに考えております。

④でございますけれども、国際的な持続可能性の議論に基づく課題でございます。

これにつきましては、今後国内外の市場においては、環境に配慮していない、持続可能性に配慮していない農産物、食品というものは消費者に選ばれなくなるというようなことが予測されます。

そのため我が国としても、慣行的な農業で十分とせず、環境保全や資源循環に配慮した農業を主流化していく必要があると考えております。

同じように、食品産業につきましても持続可能な産業に転換していくということが求められるということでございます。

9ページの下(2)でございますけれども、今後20年間で踏まえた課題でございます。

先ほど申しましたように、国内市場というのが急速に縮小してまいります。そういう中

で、10ページを御覧いただきますと、農業・食品産業について、国内市場だけではなくて海外市場も視野に入れて成長とリスク分散を可能とする産業に転換していく必要があるということでございます。

次に、②でございますけれども、人口減少下においても生産力を維持していく農業というのを作っていかなければならない。農業従事者が減っていく中で、今後離農する経営者が増えていくわけですので、その農地の受け皿となる経営体、付加価値向上に取り組む経営体が食料供給の大宗を担うということを想定して、農地の集約化に加え、持続的な経営を行うための経営基盤の強化や、限られた人と資本で最大限の生産を行うというための生産性の向上を図る取組が求められる、そういったためにスマート農業技術、品種の開発というようなことを行っていくということで、安定した農業経営を育成する必要があるというふうに考えております。

次に、10ページの下③でございますけれども、農村への移住・関係人口の増加、農村コミュニティの維持、農村インフラの確保でございます。農村人口は減ってまいりますので、都市からの農村への移住、農村に関係の深い関係人口の増加ということを進めて、農村コミュニティを維持していくということが重要だと考えております。

また、一方、都市からの移住等は農村部の人口減少を完全に充足できるというわけではなくて、農村部の人口が減少することは避けられないということがございますので、農村部において農業をどういう形でどう維持するのかというのを考えて、この場合、農村に人がいることを前提に集落の住民が支えてきた農村の末端インフラの管理、こういうものについてどう対応するかを考える必要がある、というふうに考えています。

以上を踏まえまして、現行基本法の基本理念の見直しの方向性というようなことで、以下のような現行基本法の論点の見直し、また新しく追加する要素について提案をさせていただきます。

1 番目、大きな柱としては国民一人一人の食料安全保障の確立でございます。食料安全保障の定義を、国民の視点に立って「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」というふうに定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。そういった観点から食料に関して以下のような理念を明記する必要があるというふうに考えております。

12ページを御覧ください。①は全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善でございます。都市部を含めて、買い物困難者の解消、経済的な理由により十分

な食料を入手できないという者を支援する取組の強化のために、地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制を整えて食品への良好なアクセスを確保する。

②でございますが、食料の安定供給のための総合的な取組、食料の安定供給については国内の農業生産の増大を基本としつつ、さらに国内で作れるものをしっかり作っていくということと併せまして、輸入の安定確保のための取組、備蓄の有効活用な取組も一層重視していくということでございます。

次に、③でございますけれども、海外市場も視野に入れた産業への転換ということで、人口が減少し、国内市場が縮小する中で、農業・食品産業というものについて、海外市場も視野に入れた産業に転換していく必要があるということでございます。

次に、④でございますが、適切な価格形成に向けたフードシステムの構築ということでございまして、消費者、実需者のニーズに応じて生産された農産物について、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者からなる持続可能なフードシステムを構築して、市場における適切な価格形成を実現していくということです。

次に、17ページ、(2)環境負荷の低減を図る持続可能な農業・食品産業への転換でございます。気候変動や海外の環境規制などに対応しつつ、将来にわたって食料を安定的・持続的に供給できるよう、より環境負荷の低減に貢献する農業・食品産業への転換を目指す、ということでございます。

次に、18ページ、(3)人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営ということで、今後、離農する経営体の農地の受け皿となる経営体、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されますので、農地の集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業技術、新品種の導入をはじめとして生産性を向上することによって、農業の持続的な発展を図り、安定的な食料供給を確保する、ということでございます。

最後、(4)でございますけれども、農村への移住・関係人口の増加、農村コミュニティの維持、農村のインフラ機能の確保でございますけれども、地方自治体の連携、農業と他産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上などを通じまして、都市から農村への移住、若しくは都市と農村の二地域居住、あと地域におけるイノベーションの創造などによって農村部と関係を持つ関係人口の増加を実現するというところで、農村のコミュニティ機能を維持する、また人口減少によって農村としての機能が低下した地域においても農業生産活動を維持するための生産基盤の維持管理を図るということについて提案させてい

ただきたいと考えております。以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

今、御説明していただきましたとおり、これまでの御議論の中で、現行基本法時に想定していない、または想定を超えた情勢変化、それから過去20年の情勢変化を踏まえた課題、今後20年を見据えた課題、これは何であるかということを改めて振り返っていただきました。

それを踏まえた上で、現行基本法の基本理念見直しの方向を、3番目のパートで示していただいたところでございます。

この資料の右側には、各委員から御発言いただいた内容を抜粋して割り付けていただいておりますが、これは議事概要にある言葉をこちらに引用していると御理解ください。もし、御自身の発言について正すべきところがあればまた御指摘をいただきたいと思いますけれども、一応議事概要を確認の上、その内容を利用していると考えております。

初めに申し上げたとおり、食料安全保障についての議論をまずいただきたいと思います。

大まかに言えば、食料政策の中の食料安全保障の部分を抜き出して、そこに焦点を当てた議論とさせていただきたいと思っています。

現行基本法で想定した食料安全保障の考え方、これをどのように変えるべきか、若しくは維持すべきか、そこに焦点を当てたいと思います。もちろん、食料政策としてはそれ以外の様々な要素もございます。それは後半部分で農業政策、農村政策、多面的機能の議論と併せて御意見をいただきたいと思います。ただそういった内容も食料安全保障の在り方に影響しますので、決して触れてはいけないというわけではございませんので、御自由に御発言していただければと思います。

この後、まず5名程度、御発言をいただいた上で、できれば私の方で簡単に概要を整理したいと思います。その後、他の方、若しくは続けてでも結構ですが、委員の皆さんから御発言をいただき、相互に御議論をいただくような形で意見をまとめていきたいというふうに思っております。

それでは、順番はいつものとおり指定いたしませんので、挙手していただいて順番に御発言していただきたいと思います。

できれば、お一人3分程度でまとめて御発言ください。

それでは、清原委員、真砂委員が手を挙げていらっしゃいます。まず、このお二人からお願いします。その後、大橋委員、3番目をお願いいたします。

○清原委員 私、長くならないように、1枚だけスライドを作っているので、共有してもよろしいでしょうか。

今回、ちょっと2点考えていたんですけども、まず食料安全保障のことでということで、2点目の方を先にちょっと御覧ください。

今回、事務局資料の事前の資料でページ数とか書いておりますので、ちょっと今見せていただいたのとずれているかもしれませんが、まずFAOの食料安全保障の概念というのは平たく言うのなら、個人や家庭を単位とした量と質の両面での安全保障だというふうに、ここまで議論をしてきて思っています。

今回、事務局から提示、おまとめいただいた内容ですと、例えば大きな3の現行基本法見直しの方向性の中の(1)のところで、国民一人一人の食料安全保障の確立というところをまとめていただいているんですが、①に該当するのが、経済的弱者とか交通弱者などを対象としたアクセスの悪い人にどうするかという概念です。

その一方で、国民という非常に広い概念で、国民に安定的に食料を供給するという、現行基本法で言われている表現があるんですが、この間にある概念が大事なんじゃないかなというのが私のコメントで、①のカテゴリーにない、例えば私が3回目に例で示したのは地方都市のどこに住んでいても、特に経済的弱者でなくても、今は自動車に乗れる人でも不十分な食環境で買い物することになりかねないということを指摘したわけです。

つまりここに書いている国民という以外にちょっと言葉が今浮かんでないんですけども、もうこの先に政策を誤ると誰でも食料安全保障が確保されない状態になるのではないかと思っています。ここの間に当たるというか、国民と弱者になっている人たちとの間のところの誰でもというのが少し資料から見えにくかったので、大きな2のところに書いています。まずは食料安全保障についてはそこまでです。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、真砂委員、お願いいたします。

○真砂委員 食料安保は何も農林水産省とか、それから生産者だけの問題ではなくて、国を挙げての課題だと思います。したがって、関係する民間の努力が必要じゃないかというふうに思って、2点申し上げたいと思います。

1つは消費者の役割であります。これまでの議論でも例えば食品ロスにしても価格形成の話、あるいは有機農業、全て消費者の理解なくしては進んでいかない問題だと思います。したがって、基本法に適切な消費行動といいますか、食料安保の観点から見て適切な消費行動に努めるというようなことをはっきり明記したらどうかというのが1つの意見であり

ます。

2つ目は、輸出の重要性については先ほども事務局から説明がありました。この際はつきり輸出は食料安保の観点から大切だということをしっかり位置付けた上で、農業関係の団体、あるいは事業者が輸出拡大に努めるという努力義務を、これまた基本法でしっかり明記してはどうかというふうに思います。

以上、2点であります。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、続けて大橋委員、よろしくお願いいたします。

○大橋委員 これまで基本法は大きな農業政策の節目を象徴してきた存在だと思います。昭和36年の農業基本法は農業が他産業との格差がある中でそれをどう補完するのかという必要性の理念が立っていると思います。

現行基本法は、今回ずっと議論してきましたけれども、多面的な機能を含む4つの理念が打ち出されているわけです。

今般、基本法を改正するに当たり、現行基本法に十分考慮されていない環境変化、今回事務局でいただいた人口減少及びカーボンニュートラルが主な点だと思いますけれども、こうした点に関して、しっかり基本法の中に据え付けるという考え方に賛成です。

ちなみに人口減少とカーボンニュートラルは農業政策だけに関わる話ではなく、国家全体に関わる話であります。食料安全保障が国家の経済安全保障の一翼を担うという姿勢をしっかりと見せるべきだと思います。

まず、カーボンニュートラルについて言うと、従来の食料安定供給に加えて、耕作放棄地が拡大する中で、安定供給を支えるバッファーとしても、我が国のエネルギー原材料供給としての農業を政策の大きな柱に据えるべきではないでしょうか。

具体例を1つ申し上げます。航空産業において、現在SAFという持続可能な燃料というものの国内供給が喫緊の課題となっております。これは農林水産省が大きな貢献を果たし得る分野だというふうに私だけではなくていろいろな方が思っている分野ともなっています。現在、農林水産省はSAFの官民協議会にも参画されていると認識していますが、検討を具体化できてないというふうに承知しています。

それは現在の基本法が安定供給に食料のみを規定しているというのが一因ではないかと私は思っています。基本法の改正にエネルギーを入れることを検討するに当たり、具体的な事例を積み上げるということが私は1つ重要だというふうに思います。

SAFの動きは現在急速に進んでいますので、本基本法改正の見直しの検討のスピードに

もうまく合うと思います。

これは、農業だけじゃなくて、いろいろな分野に関わる話、例えば国土交通省とか資源エネルギー庁も関わる話ですけれども、そうした協力を得ながら大手航空会社及び石油大手元売りからそれぞれ個別に要望を聞いていただくというのが大変有用だというふうに思います。

そうした中で、農業が異なる分野からどう見えているのか。そして、そういうところに新しい農業の広がる道というものを見つけていくことが、今後、将来若い人がどんどん担い手となって参入するような農業を作り上げる上でも私は重要だと思います。

是非、こうしたヒアリング、これは農業セクターではないから行わないということではなくて、行っていただいて、検討課題についても当部会に御報告をいただくというふうな形で是非基本法の中に何らかの形で考えていただくことが、担い手不足、なおかつ耕作放棄地が拡大する中で、様々な問題解決をする1つの方法ではないかと強く思っている次第です。以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長　ありがとうございます。

今、3人の方から御発言をいただきましたが、5人程度と考えておりますので、他にいかがでございますか。

二村委員、それから柚木委員、このお二人にお願いいたします。

○二村委員　私は今ほど皆様から御意見があった立場とは少し違うところで意見を申し上げたいと思いました。

食料安全保障という言葉はフードセキュリティという言葉の訳だということなんですけれども、やはりどうしてもしっくりこないところがあります。

通常、安全保障といいますと、どちらかというと個人とか家庭というよりは、国家レベルの問題であったり、大きな社会的な仕組みのことだったりすると思いますので、一人一人の食料安全保障という言葉が非常になじみがないなと思って聞いております。

むしろ基本法の中に理念として規定されている食料の安定供給の確保という言葉の方が普通に考えると分かりやすいのかなと。これがきちんとなされるように、社会が変わり国際情勢が変わる中でも食料の安定供給がきちんとなされるように何をすべきかというふうに考えた方が新たな概念を持ち出すよりも政策的なつながりとしては分かりやすいのではないかなと思っていました。

フードセキュリティという言葉、何かもう少し違う日本語の言葉としてできるのであ

ればいいのではないかと考えています。違和感をずっと感じていましたので、意見を申し上げます。以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。それでは、柚木委員、よろしくお願いいたします。

○柚木委員　私の方から2点申し上げたいと思います。

1つは、この食料安全保障という言葉なんですけど、このことについて不測時の安全保障から平時の安全保障に切り替えていくということについては、私はそのようにすべきだというふうに思っております。

その場合に、とりわけ大事なものは食料生産の基盤である、農地の問題をどういうふう考えていくのかということだと思っています。

この20年間の中で、土地を所有する人の考え方が相当変わってきているということで、この指摘の中にはないんですけど、土地所有者の意識が相当変わっている。今までは土地を持っていることは、これから右肩に上がっていくというふうな意識もあったと思いますけれども、今は土地を持つことが負担になってきているということがあります。それに対応して土地基本法なりいろいろな見直しもされてきているわけでありましてけれども、そのことを踏まえた上で、食料安全保障のための生産基盤である農地をどういうふう考えていくかということだと思っています。

その場合に、先ほど大橋委員もおっしゃられたように、食料生産だけではなくて、エネルギー生産の場としての農地の利用の仕方ということも今後は視野に入れて検討していく必要があるのではないかと思います。生産資材そのものの安定供給ということともつながってくると思いますので、再生可能エネルギーの在り方等々、食料の安全保障を考える上では、多様にいろいろな政策を考えていかなければいけないのではないかと考えております。

それから、もう1つ、人口減少の中で日本においてはこれから物を食べる人が少なくなってくるわけですから、そういう意味では食料自給率を上げていく、ある意味では大きな機会だというふうに思います。そのために生産を維持するためには輸出の拡大をしていくということが国内の自給力、自給率の確保につながっていくんだということを広く周知していくということが大事ではないかというふうに思っております。以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

初めにお話ししました通り、5名の方にお話をいただいたわけでございますが、食料安全保障の対象をどうするのか。若しくは政策の枠組みとしての考え方の整理について、清

原委員の方から、事務局から提案していただいた一人一人のという視点に賛成していただいたと同時に、そこに弱者、そこから国民に広げていく中間層のこの対象をどういうふうに規定するか、そのために政策としてどんな枠組みを用意するのかという御発言があったと思います。

一方で、二村委員からは食料安全保障という用語で政策を考えていくなれば、これは国家レベルの議論ではないか。一人一人の議論ということになると、食料の安定供給という考え方で整理した方がよろしいのではないかという御発言だったように思います。

それから、真砂委員からは消費者の役割についての御指摘がありました。「適切な消費行動に努める」という条項を法律の中に明記すべきではないか、この「適切な」というのがどこら辺までを含めるのか、どういう対象にするのかはまたこの後に御議論していただきたいと思います。消費者の役割についての言及がございました。

それから、もう1つ、輸出は食料安全保障を確保、若しくは向上させる上で非常に貢献するという認識から輸出を振興する努力目標、努力義務とおっしゃったように思いますが、そういったことも法律の中で触れるべきではないか。この輸出の役割に関しては、柚木委員の方からも賛成の御意見があったと承知しております。

それから、大橋委員からは特に耕作放棄地の利用に関しての具体的な施策ということで、エネルギー作物の振興を図るべきではないか。これは今の基本法の枠組みの中では、抜けているし、食料の生産とそれらが同じレベルではないですけれども、重要な生産活動であるという位置付けをもっと明確にすべきではないかという御意見だったと思います。

これについては柚木委員からもそれと同様の御意見であるというお話がございました。その背景にあるのは、いかに耕作放棄地をなくすか、土地利用を維持していくかということで、そのためにエネルギー作物の利用も十分に意義があるのではないかということであったかと思います。

私のまとめはこれでよろしいのかどうか、場合によっては御批判も含めて、この後、こら辺を中心に御意見をいただければと思います。もちろんそれ以外の御発言も結構でございます。

それでは、まず香坂委員が手を挙げていただいております。その後、寺川委員、それから三輪委員と続けてお三方、よろしくお願いいたします。

○香坂委員　まず、直近の懸念材料として食料安保がございました。分科会の1回目の6ページ、8ページなどを見ると理解できると思うんですけれども、足下の急騰、急に上がっ

ているとか、不測というところだけではなくて、中長期的な、20年後の状況というのを見て、特に水準としてきり上がっているところというのを取り上げて、少し冷静に20年後に見て耐えられるような議論というものをこちらの中ではやっていくことが大事ではないかなと思っております。

いろいろな課題の中で、きり上がっているところのインフレ、3回目の資料の23ページ目とか、そこに恐らく作用している中国のプレゼンス、これは1回目の資料の14ページ目ですとか、あとは輸出の関連で、有機のマーケットが広がっているというところについては、実務者の方からもいろいろ提案があったと思いますが、7回目の資料の27ページ、こういったところが担い手も多様化していく中でやっていくことが大事じゃないかなと考えております。

先ほど大橋委員の方からエネルギー作物のお話がございまして、ドイツの例が、ちょっと制度も状況も違うので、いつも比較するなというふうに怒られることが多いですが、10年以下の早生樹のバイオマス利用については森林とみなさないという例外規定のようなものがございます。当然、水ですとか生物多様性には配慮を十分をお願いしなければいけないところなんですけど、そういう配慮をした上で、そういう規定があるところがあるということも少し参考になろうかと思えます。

以上、前半については以上でございまして。ありがとうございます。

○中嶋部会長 今、最後におっしゃった、10年以下だとみなさないというのは。

○香坂委員 農地で、苗木を植えて、見た目には木が育つんですけども、それは森林とはみなさないという規定。10年以下、バイオマス用を取る場合には森林とみなさないということです。

だから、11年のものからは森林とみなすということになるんですけど、農地に植えた場合で10年以下だと森林とはみなさないという、例外の規定がございます。ちょっと文脈が違うのでそんな単純な比較はできないという御意見もあろうかと思えますけれども、参考までに申し上げました。以上でございまして。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、寺川委員、お願いいたします。

○寺川委員 まず、生産という観点からちょっと考えますと、やはり収益を上げて生産能力をアップさせるという意味では安定供給につながる上でも輸出を伸ばしていく、農家の手取りを増やしていく、そういう形がやはり必要だと思いますし、同時に農村振興という観点ではエネルギー政策との絡みというのは重要だろうと、SAFのみならずバイオエタ

ノール、バイオディーゼルを含めてこういう観点でエネルギー政策との一体ということも重要なテーマだというふうに思います。

また、一方で消費者の理解を得るということなんですけれども、消費者自身がここ20年の間に相当に変わってきている。今まで家族で食事をしていた時代から都市であっても単身になって、年を取れば取るほど困窮になって、単身の場合困窮になっていく可能性もあるわけで、そういう意味では生活様式が多様化しているところに対応した上で、やはり国民一人一人の健康的な活動を支えるような仕組みということが大切になってくるんだと思います。

また、消費者自身の活動についても、具体的に何がいい分かりませんが、サステナブルなものとか、分かりやすい言葉で規定していった方がいいのかなというふうに思います。以上です。

○中嶋部会長 今の最後のお話は、真砂委員がおっしゃった消費者の役割に関して、そのような規定を考えるべきであると。

○寺川委員 そうですね。行動様式、なかなか難しいとは思いますが、今の世界の流れを踏まえた上で、サステナブルな風土とかそういうものに選好してもらうような形の流れです。

○中嶋部会長 その場合、高齢単身の方とか、困窮世帯という現実もあるであろうということも含めた、ちょっと幅広な規定になる必要があるんじゃないかというお話でございましたね。それでは、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 先ほど中嶋部会長から、今日は委員間での議論をという形で御指示をいただいていますので、先ほどいただいた各委員の中から何名か私の方でもそれに踏まえてお話しさせていただければと思います。

真砂委員がおっしゃられた輸出が食料安全保障上重要だというのは、私も全く同意見でございまして、この輸出の位置付けとか、あと食料自給率とか貿易の構造とかを一般の国民の方は御存じない方も多いと思いますので、目の前にある貴重な食品を海外に輸出しているような誤解というのがやはりあるのではないかと思います。自給率の算出式とかを見るとそうではないというのが分かります。

あとヨーロッパ、アメリカなどを見ていると、輸入国兼輸出国というのは一般的なところでございまして、強みがあるものを国内外に販売して、また足りないものを買ってくるという、その中で輸出を促進すると自給率向上、農業振興に直結するということをも

っと分かりやすくお示しした方がいいのかなと思いました。

2つ目が、大橋委員がおっしゃられておりましたカーボンニュートラルの関係でSAFですが、やはり今、食料とバッティングしないような農業生産というのも今後重要になってくる部分があるかと思っております。

例えば、国境離島で作られているサトウキビでSAFの検討とか1つ議論としてあるかなと思いますが、エネルギー安全保障もそうですし、あとは地域振興とかあとは離島部の国土の安全保障を含めて、様々な意味合いがある中で、そちらを農林水産省としてもどのように位置付けるかというのは、今の基本的な政策の中ではカバーしきれてない部分があるんじゃないかと思います。

例えば、サトウキビだと糖価調整制度がありますが、非食用、砂糖にならないエネルギー用のサトウキビを作ったときに、どう農業者の方を支援するんだというところについては清原委員がおっしゃった「公私」の分ける部分がありますが、農業者の方がボランティア的にそのエネルギー用のものを赤字で作るということは当然ないわけですので、そのような位置付け、その政策によってどういうふうな効果があるかということを示した上で、しっかりとサポートをするべきかなと思っております。

また、柚木委員がおっしゃられた自給率を上げるチャンス、人口減少が止まらない中で、奇しくもそういうのはチャンスにもあるわけですが、その中で1点、自給率だけ、今は自給率、自給力ありますが、今の見せ方のまま今後もやっていくのかということとは是非議論が必要かなと思っております。

こういうときはこれ、こういうときはこれという形で適切には作られているんですけど、だんだん複雑化してきていますので、ただ一方でマスコミに載るのはカロリーベースの自給率だけがボンと出てしまうということもありますので、本当に今我々が必要な、我々というのは国民ですが、国民が必要な情報はどこなのかということは基本法でしっかりと謳うべきかなというふうに思っております。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。山浦委員が手を挙げていただいています。お願いいたします。

○山浦委員 若手の代表団体、代表としてお話しさせていただければなと思いますけれども、現状、基本法を含めて現状の大きなたくさんの課題について、それについてどういうふうにしていくかという話がメインになっているかなと思いますけれども、そもそも論として現状の根本的な問題を考えると、私は未来への投資が不足しているのではないかと感

じる場面が多々ありました。

その点に関して、大きく3つの観点で言いますと、1つは現役若手世代、人材に対してのスポットであったり、後押しであったり、要は彼らが、単純に言う和我々の世代なんですけれども、その世代が今後20年、30年後の農業、日本の食料を作っていくとなったときに、そこに対してもう少し注力というか、スポットを当てることで、若しくは後押しをすることで、もう1つ作れる未来があるのではないかなという部分。

もう1つの未来の投資という部分で言うとテクノロジーです。やはりこの部分で考えますと、日本の今後を見たときに、人口が減少していったって、農業者も減っていくとなったときに、民間のテクノロジーを開発するような様々なベンチャーもありますけれども、なかなかマーケットとして小さくなっていく中で、投資して開発しにくいという場面があるかなと思います。

もちろん世界を考えてやられている方々もたくさんおられるかなと思うんですけれども、そういうふうにおいて、もう少し国としてそういうテクノロジーの部分でカバーする皆さんを支援する動き、若しくは文言等を考えてもいいのかなと思いました。

もう1つで言うと、先ほど少し香坂委員もおっしゃられたと思いますけれども、やはり我々は常に未来のことを考え続ける必要があるかなと思う中で、やはり教育という部分、人材と少し重なる部分があるかなと思いますけれども、未来の若手を作るための教育を今後の20年後から50年後までを作る人材を常に作り続けていく、来年になれば50年後とか、という部分で考える中で、教育、制度をしっかりと作っていくことで、常に人材を開発、どんな課題にも対応できるような人材を育成していくことで、細かい課題の直接的な言葉にはならないかもしれないですけれども、常に若手が未来の課題を解決していくということにつながっていくのではないかなと思いました。私の方からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、磯崎委員、お願いいたします。

○磯崎委員 まず、経済界の立場と同時に、私自身実は農業を自分でやっています。ずっと先祖代々やっております、できることとできないことがありますけれども、やれる範囲で、昨日も実は剪定作業なるものをやってきました。そういう立場でちょっとお話をさせていただきます。

まず、もうかつてと全く違って、農業をやる人が個人、個人でいろいろなことをやっても、これはうまくまとまらないだろうと。ある種経営の観点が必要だと。そうは言っても、農民の方にいきなりこういうものを作ったらいい、こういう作付けをしたら駄目だ、需給

バランスが崩れていると言ってもピンとこないということからすると、私は正直言って、農水省を含めた国の関与ということがものすごく大事だろうなと思っています。これはバラバラにやっていたらどんどん、どんどん農業は衰退して誰もやらなくなってしまう。

やる気があっても食べられないというのが今の状況でありまして、つまりはエネルギーコスト、あるいは肥料の高騰、あるいは飼料コスト、こういうものが上がっていてもそれを最終価格で交渉するだけの力というのは農業の方は全くないです。

ということからすると、やっぱり本当は自由にそういう方たちが活動、活躍できればいいですけども、やはりここは今まで関与の薄かった国がやはり入っていかなければいけない。

そういう中において、やはり自分たちが作ったものを外に持っていくという、輸出なんですけれども、これも単純に外に売ればいいのかというものではなくて、私たちの会社でもそうなんですけれども、やはりマーケティングの能力というものがものすごく大事です。

このためには、ブランドがなかったら単に価格競争の中に巻き込まれてしまって、結局は全然儲からないということで、これもある種冒頭に申し上げたとおり、これは企業経営というものを入っていかなければいけない。全て法人化しろというわけではないですけども、やはりそういうふうにしていかないと、持続的な成長というか、継続性が全くないということです。

それから、食料安保の話もありましたけれども、やはりこれも農民が続けられてこそその問題だと思いますので、やはり農村をどのように保っていくのか、これも私は必要な要素だと思って、このあたりのところを全て一括して、こういう方向だということではなくて、もっと強いヘゲモニーを国が持つのではないかなという、この時代、一生涯持てと言っているわけではないですが、今ここで何とか踏みとどまっているときに、私はその関与を強化すべきだろうというふうに思っています。以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。他にいかかがございますか。

それでは、齋藤委員、その後に合瀬委員、お願いいたします。

○齋藤委員　委員の皆さんからいろいろな意見が出まして、ほとんど同調したいような意見が数多く出されていると思います。

その中で食料の安全保障となれば、やはり輸入を多くやっている麦、大豆、とうもろこしといった農産物をやはり国内生産に切り替え、今から農業者がどんどん減る中で、新たな作物転換という感じで、指導というか方向性を出していただければ、現場としてはそれ

に向けてどんどんやりたいと考えます。

特に、これからやってくれる若い生産者が、今、農業現場で一番問題なのは農業者が少なくなるのではなくて、今までの農業者数、それから戸数が多くて飯が食えなかったということだと思うんです。

これが25万人とか30万人まで減る予測が既に立っておりますので、当然その方たちがしっかり生計を立てられるような仕組みづくり、これができれば、そして先ほど大橋委員から出ましたように、エネルギーのためのSAFの原料生産、それも香坂委員からドイツのコンバインで木を刈取りしながらチップを収穫するんですけど、まさにあれは農業だと思いますので、本当に25万人から30万人までに減る農業者が、今日本のきれいになっている農地を、何も農地を守るべきというのではなく、日本の国民の皆さんの食料をしっかりと確保するために、農地を保全する意味も含めて、燃料の生産も1つありかなと考えました。

私も輸出の方もどんどん今伸ばしております、一昨日のウェブ会議でもう100トンの米の輸出の増加を令和5年産で確約していただいてどんどん伸びています。それによって転作でお米を作るということもできますし、今の我々の世代がこんなふうにもた農地を守って、食料を守るという姿を次の世代に変えるために、また新たな作物に転換することが若い農業者にとっては力になると思いますので、その辺を基本法の中に組み入れていただければ有り難いと思います。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 様々な皆様の意見を聞かせていただいて、大変参考になるところがありました。確認も含めまして、言葉の定義みたいなところをお尋ねしたいんですが、1つはこれまでは食料の安定供給の確保ということをやっていると書いてきたと思いますが、今日の資料によりますと、まず最初に国民一人一人の食料安全保障の確立というのが出てきます。

今現在の法律では不測時における食料安全保障、つまり食料の安定供給というのを上位概念にして、その下に食品安全保障というのが来ているんですが、これを逆にすることなのかどうか。私はやはり基本的には食料の安定供給が前面に出るべきだというふうに思っておりまして、そのあたりのところをお聞きしたいというのが1つです。

それともう1つは、先ほどから消費者の役割というところが出てきているんですが、私も消費者の役割は極めて大きいというふうに思っておりまして、現在でも12条に消費者の役割ということが書いてあるんですが、ここの食料の安定供給のところにおいても、やはり食料の安定供給を担う農家に対する支援という意味でも、消費者の役割というのは少し

入れた方がいいと思います。一方で、Egalim法のところ。16ページにある適切な価格形成に向けたフードシステムの構築というのがありますが、これは価格をきちんと転嫁するようにというような意味だと思いますが、ただこれまで国の方針は価格は市場で、所得は補償でというふうな方向でやってきたと思います。

あまり国が価格に影響するようなことをすると、市場機能が壊れる恐れがありますので、あくまでも農家を守るのであれば所得補償でやっていく。農家の体力を維持するとともに、市場の機能を維持するという意味でも、このあたりのところを慎重にやる必要があると思います。

国が適切な価格形成を実現するということを言うと、消費者は反発します。必ず反発します。むしろ今の現状をきちんと情報提供するような形で消費者の支援を得るような形でないと、間違ってしまうかなという感じがしました。以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。他にいかがでございますか。茂原委員、お願いいたします。

○茂原委員　最初に部会長が申し上げられましたように、安全保障とも関わりがあるので、こだわらず発言をと言われましたので、私からは皆さんと違ってちょっと大枠の発言で誠に申し訳ないと思いますけれども、お願いをいたしたいと思っております。

まず、基本理念を検討する、今回の事務局が示した資料は、議論の前提や課題がよく整理されているなというふうに思いました。

そして、まず全体の印象として申し上げますと、食料供給に対する不安や課題が明らかになってきた一方で、人口が減少する中で、農業生産体制をどう確保するか、これが今後の大きな論点であるのではないかとまた改めて感じたところであります。

この場合、農地の集約や経営の拡大など、生産性の向上が重要になってくると思いますけれども、これに加えて、まず中山間地域を含めた農業、農村政策全体を意識する必要があるというふうに思います。

中山間地農業は耕地面積や農業者の約4割を占めていますので、無視できない存在だと思っています。私は現場にいるわけではありますが、現場の感覚では農村政策と農業政策は一体であって、切り離して考えることはできないだろうというふうに思います。

まさにそれは農村という地域のベースがあって、農業はその上に成り立っているという感覚で現場ではあります。こういう視点は今回の基本理念としても非常に重要ではないかなと常々思っているところであります。

まさに農村政策は単に農業生産のためにだけあるのではなくて、環境や生態系の維持、そして国土の保全、特有の風土や文化の継承、非常に広範な役割を担っている、これはいつも言われていることであります。

そういう役割があるからこそ、関係人口の創出、農村RMOが必要になってくるのだと思います。また、食料供給体制の確保のためには、農業インフラの維持は当然であり、国がまず責任を持って支える必要があるんだというふうに思います。

加えて、担い手の確保、農家所得の向上対策、土地利用の在り方など重要な問題でありまして、議論がまさに必要だと思います。詳しいことは今後の議論になると思いますけれども、昔の人に言われましたけれども、農は国の大本なりとよく言われました。このことを常に意識してより広い視野でバランスを考えた議論をこれからも是非お願いしたいし、していく必要があるというふうに考えております。以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。食料安全保障に係る論点も入れていただきましたし、後半部分での御議論にもつながる御発言であったと思いますので、一部は後半部分に受け継いで御議論させていただきたいと思います。

他にいかがでございますか。二村委員、お願いいたします。

○二村委員　先ほどの合瀬委員の御意見に私も少し補足というか、発言しておいた方がいかなと思います。

消費者のことが出てきておりますので、その点です。

もちろん消費者がいろいろな状況を理解するとか、それに合わせてよりよいものを選択していくというのはとても大事なことです。そういった項目が基本法の中にあることはすごく大切だと思います。

一方で、適切な消費行動に努めるといったとき、先ほどもキーワードで出ていましたけれども、一人一人の消費者は多分自分にとっては適切に、もう既に行動しているということなんです。その人から見れば自分にとって、やはり一番いいものを選んでいくことだと思いますので、ここを一人一人に、あなたの行動は適切ではないということはなかなか難しい。どういうふうに消費者の行動が変わっていくかと考えると、1つはもちろん情報というのはとても重要だと思います。ですので、様々な情報がきちんと開示されたり、伝えられたりということはとても大切です。

もう1つはやはり価格だと思います。価格というのはある意味とても正直に消費者が何を望んでいるかということを示す、そういうツールというんでしょうか、手段なんだと思

っています。ですので、先ほど合瀬委員があまりそこに介入することがいい結果にならないんじゃないかということをおっしゃったのは、私はすごく賛同するところです。

ただ、そういうふうに動いていったときに、生産者の皆さん、農業者の皆さんがとても農業を続けられないという状況になるとしたら、やはりそこで何かフードシステムの中で不公正な慣行なりルールなり規制があるのであれば、それは正した方がいいと思いますし、それでも間に合わないということは何らかの形で所得や生活を補償するということが必要になってくるのかなと。そういう順番ではないかと思いました。

今回の議論の中で、フードシステム全体の中での取引の条件の中で、何かそういう不都合があるのかとか、そういうことについてはあまり触れられてなかったかなと思いましたので、そこはもう少し議論してみてもいいところかと思いました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今、2回目の御発言をいただきました。他の方も是非御発言をいただければと思いますが、それでは清原委員、お願いいたします。

○清原委員 二村委員の1回目の御発言とそれから今の御発言について、少し意見を返したいんですけども、まずフードセキュリティ、あるいは食料安全保障というのが個人に対してはしっくりこないというふうな御意見だったんですけども、多分そうってしまうのが今までの私たちの言葉の使い方だったのではないかと思います。

何度もこの部会でも出てきたように、FAOで使われている言葉で、国際的にもこういう概念でやり取りされているので、今後はこちらの方に頭をスイッチしていく必要があるのではないかというふうに思います。

新たな言葉を日本語で作ってしまうというのは、あまりよくないだろうと思います。外と交渉するときにも同じ概念で議論ができなくなってしまいます。食料安全保障を一人一人とか家庭の単位で使っていくということが必要かと思います。

それから、今の価格についてのことなんですが、Egalim法を使ってとか、全く食料の価格を市場から切り離してしまうようなものではないはずで、ここはちょっと事務局の方で補足していただければと思いますけれども、Egalim法が完全に価格のやり取りを切り離すものではないと思いますので、その辺を詳しく言ってほしいということと、もう1つはやはり価格はバロメーターで確かに重要だと思いますが、その一方で完全に自由になっている結果は、現在の極端な安売りとか、もちろん農業者も再生産できないですし、恐らくフードシステムに関わる小売業、卸売業、そういったところの中間の事業者さん自身も身

を削りながらの事業になってしまうんじゃないか、誰も存続できないような状態で事業が続いている。

それは詰まるところ、20年、30年先のという、香坂委員でしたか、そういう指摘があったと思いますが、20年、30年先に食べていけるのか、普通に暮らしている私たちも食べていけるのかというところにつながっていくと思います。

やはり価格を全て市場に任せておくという極端な話では難しいのではないかというふうに思いました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、香坂委員、それから井上委員、お手を挙げていただいておりますので、その順番でお願いいたします。

○香坂委員 画面共有を1枚させていただいてよろしいでしょうか。

今回、資料の3ページに、日本の経済的地位の低下というものがございました。第7回の生物多様性の議論では多面的機能との関係性をよく整理しないといけないんですけども、ある意味、アジアモンスーンという雨も湿気も多いという中での、農村の必要性に対する補強材料としても今後使えるのではないかというふうに思います。正の値しか取らないという点については議論があったところですけども、このあたりも整理しながら議論していけばと思います。

なかなか明るい未来と言える印象がないかもしれませんが、今回、14ページの3にあるあたり、真砂委員、あるいは前回の中嶋部会長から輸出という選択肢ができたという御発言があったかと思いますが、こういったアジアモンスーンにあって、環境配慮ですとか、知財、あるいはルールメイキングというものをうまく使いながら、20年先を見据えて日本がアジアモンスーン地域のモデルになるような制度設計をやっていくと、若い世代も引きつけられるような要素になっていくのではないかと考えております。

全体として、ちょっと食料に比べると農村の議論というのが若干時間が足りない面もございましたけれども、今後掘り下げていければということと、もう1点、DXのときの補足なんですけども、DXの議論の際に、どうしても機械の方とか、エネルギーの方の議論になりがちなんですけども、人のやらなければいけないものを減っていく人数の中で一緒にできることとか、重なっているところを整理する上でも、こういったツールが使えるのではないかと考えております。

現状、獣害の対応も、罾を仕掛けられる人が見回りもして、いろいろなことに集中して

いくような傾向があったり、あるいはいろいろな補助金、申請を出すのにどうしても集中してしまうというのは仕方ない面もあるんですけども、そういうものを少しでも横串を刺して、いろいろな方がいろいろな関わり方をしていく、その横をつなげていく人の方の機能というか、役割が見える化するという意味でもこういったDX、スマートの技術は使えるのではないかと思います。以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長 それでは、井上委員、お願いいたします。

○井上委員 今、香坂委員の方からもありましたけれども、生産者の立場として明るい未来をどう描けるのかということを皆様のお話を聞かせていただいて考えておりました。

生産者の立場としては、エネルギーの高騰、肥料の高騰、こういったところを背景に再生産が果たして今後可能なのかということに危機感を覚えています。

特に、私のような新規就農で入ってきた身としては、初年度からもちろん農業一本で食べていくことが難しくて、全国の新規就農者とコミュニケーションを取っていても、ほとんどそういった意見を伺います。5年農業をやっている、農業だけでは食べていけない、この現実というのが、今の食料安全保障にそのまま落とし込まれていると思っています。

農業の多面的機能というのは全てが僕は収支として成り立つというふうに考えておまして、他の委員の皆様からもありましたけれども、例えばカーボンニュートラルを達成するために、田畑で二酸化炭素の回収、貯留というものができるのであれば、製造業の中小企業からカーボンクレジットの発行をして、ここで僕らは農業を行っているんですけども、ある種カーボンニュートラルに貢献しているというところの取引が行えるのであれば、ここも収入として見込めるのではないかと。

消費者への理解醸成というところで農業体験を行うのであれば、ここでも現金化、収益化できるのではないかと。田んぼダムなどに見られる災害対策。物を作って売ることだけではなくて、農業という行為に対していかに農家が再生産可能なベースが作れるような収入の方法をたくさん選択肢として持っておくということが必要なのではないかと感じています。

それが食べられる農家が1つのロールモデルとなり、そして新規就農者が生きがいで農業を選択するのではなくて、商売として見たときにも農業に魅力を感じるというところにつながられるのかなというふうに感じています。

消費者、先ほど適切な消費行動というところが、議論の中で多く挙がっていますけれども、私が感じたのは冒頭大臣の方からの御挨拶の中でもありましたけれども、パンを食べ

たいという消費者がいるのであれば、このパンを米粉化してしまうということで、米農家がそこで取引に結び付くとか。

私は有機野菜を生産しているんですけども、カット野菜が食べたいという消費者がいるのであれば、加工、物を入れ替えるという単純な発想の中で解決の糸がつかめるのかなということを感じました。発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

そろそろ食料安全保障に関しての議論はここで止めたいと思いますが、中家委員、まだ御発言をいただいてないようなんですけれども、もしこのことに関して御発言をいただけるようであればお願いしたいのですが、いかがでございしますか。

○中家委員 今日は接続がうまくいかずに、申し訳ないです。皆さん方の意見も十分聞くことができてないんですけれども、少し感じたところを申し上げたいと思います。

食料安全供給のための総合的な取組ということの中で、「国内農業生産の増大を図ることを基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用も一層重視」、という文言でありますけれども、これは現行の基本法の中でも同様な文言が謳われてあるわけです。

その中で、結局この20数年の間、国内農業の生産は増大ではなくて縮小に転じたということで、輸入に依存しているわけです。今回の基本法の見直しの中ではやはり輸入依存から脱却することが非常に重要なポイントではないかなと思っておりまして、従来以上に国内農業生産の増大を評価するということが重要かなと思っております。

その意味では、輸入に依存しているものを国産に切り替えるということが重要であり、そのことを基本理念に位置付けて記述すべきだなと思っております。

その中で、その意味では国内需要が減少するというこの中で、輸出は重要であるということとは、これはもう当然だと思っておりますが、一方で、食料自給率が38%という中で、改めて国民が必要とする食料は自国で生産するというこの観点からすると、海外市場も視野に入れた産業への転換をするという、この文言には少し違和感を感じるころであります。

それから、もう1点、食料安全保障と多面的機能の部分が、今回、記述されてないわけで、そこがどのような位置付けになっているかと思っております。現行の基本法の中ではこのことも非常に重要な理念の柱になっておりますので、このことも基本理念として引き続き位置付けをしていただけたらと思っております。とりあえず以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、一旦ここで前半部分を終了させていただきたいと思いますが、この段階で今後の基本法の見直しの中での食料安全保障の捉え方とか、それから改正の方向を決めるという意図はございませんが、今、様々な御意見をいただきましたので、それを受け止めながらまた整理していきたいと思います。

その中で、輸出に関しては一定の御理解をいただいたのではないかなというふうに思います。

ただ、これが国内の食料安全保障にマイナスの影響を与えるようなやり方になるのは、皆さんにも御承諾いただいてないと思っておりますので、そこについての対応は必要ではないかと思いました。

それから、消費の役割とか消費者の理解というあたりに関しては、皆様の強い御関心を感じました。これは今後の環境保全型の農業を進めていく上でも、消費者の理解がなければ進めないことですので、これは新たな時代における重要な要素であるということであるのではないかと考えております。

それから、SAFのようなエネルギー作物を作ることについての食料安全保障上の位置付けというようなお話があったと思います。これの根本はいかに土地の利用度を高めていくか。それが最終的には食料の安全保障につながっていくということでございます。

井上委員から、カーボンクレジット等の制度を利用した土地の利用、そういうものを見据えた土地利用の在り方ということも少し言及がございましたので、これは食料自給力のお話にもつながることだと思っておりますけれども、今後、議論を深めていきたいと思っております。

それから、食料の安全保障という言葉が、合瀬委員からも御指摘があった、今の法律の中の位置付けをもう少し格上げしていくような考え方なのかということ。それから、食料の安定供給という概念で、今、平時の安全保障対策というのをやっているんですけれども、そこをもう少し踏み込んだ枠組みの変更というものがあるべきなのかというあたりは、少し意見が異なっていたように思いますので、この後また御議論させていただきたいと思います。

それから、一人一人の食料安全保障の確立という言葉が事務局の方から御提案がありました。これについても御理解をいただける部分と、それから少し検討すべきではないかという御意見があったのではないかと考えております。それを政策としてどこまで対応して

いくのかということ。

FAOの食料安全保障といいましょうか、フードセキュリティの概念はこれは広く国際的にも利用されていることなので、それを利用するにあたって、ある種のモニタリングの手段として使うだけから、もう一步、目標を定めて、政策的に誘導していくべきというところまで踏み込むべきかというあたりは、まだ今回御議論はそれほどされていなかったのではないかと考えております。

そういったことも含めて、国がこの問題にどのぐらいまで関与するのかということについても委員の間で御意見にかなり差があったのではないかと思います。

価格の在り方も含めてもそうですし、それから生産振興の対応への仕方に関しても国の関与というものは今後また御意見を頂戴したいなと思っているところです。

まだ、十分に整理されていないところがございますけれども、一応、前半部分の議論がちょっと長くなってしまいましたが、このぐらいにさせていただきます。

すみません、どうしても継続審議になってしまうんですが、この後何度かお話をさせていただく機会があると思いますので、今の部分はテイクノートした上で、また再度御意見を賜りたいと思います。

と申しましても、後半部分では今度4つの基本理念の、食料安全保障は一応除いた上での食料政策、農業政策、農村政策、そして多面的機能についての御意見を賜りたいと思います。

先ほど、茂原委員から、少しこれに関しての御意見を頂戴しましたが、もう少し何人かの方々からまずまとまった形で御発言をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。それでは、真砂委員、お願いいたします。

○真砂委員 先ほどから適切な価格形成という話があって、委員によっていろいろ御理解の仕方がちょっと違っていたわけですが、私は国の関与というよりは生産コストを適切に表示して、それを消費者に理解していただくという方向かなと思っています。

仮に、そういうことを消費者にお願いするのであれば、生産者サイドでもって、例えば米の生産調整のような、生産カルテルでもって価格を上げていくという政策は、これは消費者にそういったことをお願いする以上は、イコールフッティングとして廃止すべきではないかというふうに思います。

そうすることが生産者と消費者をイコールフッティングの状況において、生産コストをしっかりと反映した適切な価格について消費者に御理解をいただくということで、適切な価

格形成というのは生産面においてはそういう形に跳ね返ってくるのではないかというふう
に皆さんのお話をお伺いして聞いておりました。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、他にいかがでございますか。柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員 私の方から、1つ、環境負荷の低減を図る持続可能な農業の関係なんですけど、この中で農地の問題といいますか、これまでの議論の中にもあったんですけど、いわゆるアジアモンスーン地域での日本における水田の機能の在り方ということについては、具体的な基本理念の議論をするときに、きちんと位置付けを明確にする必要があるのではないかと思います。

今、水田の畑地化の議論がありますが、異常気象等への対応を含めて水田が持っている機能というのは非常に大きいというふうに思います。また、汎用化していろいろな使い方もできるということについて、改めてこういう位置付けをして、そのことが食料の安全保障にも結び付いてくるというふうに思いますので、今後の議論としてもその辺は少し詰めていく必要があるというふうに思います。

それから、もう1つは、人口減少下での生産力を維持できる生産性の高い農業経営という中で、今は役所の方で出されている文章は簡潔に書かれているんですけど、私としては生産性向上のための基盤整備の観点もしっかりと入れておく必要があると思います。担い手の集積、集約というのは当然あるんですけど、それをより効率的にということととりわけ中山間地域等の条件の悪いところを一定程度担い手の方が効率的に利用するためには生産のための基盤整備が不可欠でありますので、そのことはしっかりと位置付けをして、理念にもうたって、関係法律で推進していくということが必要ではないかというふうに思います。

3点目は、人口減少の中で農業の生産の在り方とそれから農村の在り方と、これはもう連動するわけなんですけれども、とりわけ第5回の基本計画で相当議論して、集約されておりますけれども、いわゆる多様な担い手、半農半Xも含めて、生産への関わりの在り方ということを改めて新しい基本法の議論をするときには法人経営、大規模経営の育成というのはこれはもう当然必要なんですけど、それと地域との関わり、その地域に住まれる半農半X等の新しい関係人口との関わりをどういうふうに整理していくのかということについても議論を深めておく必要があるのではないかというふうに思います。

4点目は、これは農地の効率利用との関係もあるんですけども、耕地利用率が非常に

下がって、御案内のように100%を切って90%ということで、昭和40年代等言えば、120から130あって、そのことによって食料自給率も一定の水準にあったということから考えれば、耕地利用率と食料自給率、自給力は連動しているのではないかと思います。日本列島全てにおいて二毛作というわけにはいかないわけですがけれども、西日本地域や東海、関東などで、そういう生産体制を改めて再構築できるのかどうかということも重要なポイントになるのではないかと思います。

最後に、先ほどお話にもあった適切な価格形成のところでありましてけれども、農業生産のサイドからすれば、再生産可能な適正な価格形成ということになるかと思えます。その再生産可能というのが市場価格で適正に生み出されるのか。生み出されないとするは、直接補償の枠組みということとも議論としては連動する部分ではないかと思っております。以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。他に御発言は。では、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員　基本理念といいますか、該当する担い手の話でございます。

今、本当にこの秋からまだ春の作業が始まってないこの時期なんですけれども、農業をやめるとというのが本当に多うございます。1日で3件くらいの話が今来ているというのが現実でして、これは全国です。

この受け手はほとんどが法人とか集落営農とか、集団で数十ヘクタール以上の管理をやっているところにそういう話がどんどん来ているんですけれども、今やもう限界に差しかかっている状況だろうと思います。

それで何を言いたいかというと、できれば法律上認められております農外の農業参入、リース方式による農業以外からの参入の推進、これも1つ、どどんと基本に上げていただければ、我々現場の農業法人や規模の大きい農業者と一緒に生産の方でやれると思います。

今、毎年、毎年農業から離れる年配の方が多くおりますので、現場では一生懸命土地、それからほとんどが米なんですけれども、受けてはいますけれども、いかんせん乾燥調製施設も簡単に建てられないというのが現実です。今は何億という見積りが来ているので、乾燥調製施設を建てるのであればもう採算取れないということで、規模拡大は自分のできる大体40ヘクタール、50ヘクタールが1つの山になっていますけれども、さらにそれをするということになると、ほぼ専用の乾燥調製施設というのが数億掛けてやらないと駄目と。その中で本当に価格が転嫁できずに、今年は1,000円くらいお米が上がっているんで

すけれども、でも本当に手厚い国、県の応援があって今年はコストは見合っています。結構黒字の法人がいっぱい出てきていますので、今回の危機は何とか乗り越えた。

ただ、問題はこれから燃油も上がる、それから電気料も上がる、それから農機具はもう10数パーセント既に上がっています。この中で、さらに規模拡大となると、本当に我々経営者としても躊躇しておりますので、その中でお客様というか、外食なりスーパーさんとかいろいろな農業関連の企業さんが農業に真面目に参入してくれるのであれば、我々現場の農業者の一人として一緒にやりたいなと思っています。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、磯崎委員、お願いいたします。

○磯崎委員 いろいろと皆さん方、お話ししていて分かるんですけれども、やはり農業とあるいはそれをつないでいく加工、流通、小売、ここのつながりというのが私はほとんど分断されているというのは大きな原因がやはりあるのではないかと思います。

自社の話で恐縮ですけれども、非常に今、日本で我々の農産物で深刻な問題がホップの問題です。もうこれはほとんど輸入に頼っている状態です。それはコストも安くいいんですけど、最終的に何かあったときというのは完全に供給が途絶えてしまうということで、弊社では、国内でホップ農家を育成してそれを買っている状態です。

そういう場合、やはり農業法人というのを作りまして、そして一緒に取り組んで、そして農業指導もしてやっております。あわせてブドウ、ワインのところなんですけれども、これについても山梨県、あるいは長野県のワイン農家さんと一緒になって農業指導して生産性のいかに高いものができるかということと一緒に取り組んでやっている。つまり農業は農業の人、生産者だけに任すのではなくて、やはり企業もそこに入って一緒に取り組んでいかないと、誤解があったら申し訳ないですけど、農業の人というのは最後生産物を買われる立場ですから、やはり弱いです。したがって、そのところ、全体でみんなで担っていくという発想がなければ私はいけないと思います。

それから、お米の話がありましたけど、儲かっているところがあるかもしれませんがけれども、需給バランスは崩れていると思います。やはり農家の人は相変わらず米を食べる人が減っていても、私のところの田舎ではいまだにみんな米を作っています。これはどうするのかなというふうに思っていて、やはり別のものへの転作とか、そういう方向性も真剣に示してやらないと、たくさん供給量があるわけですから、価格が下がるのは当然だというふうに思っています。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、大橋委員、それから合瀬委員、それ

から真砂委員という順番で御発言をいただけますでしょうか。

○大橋委員 3点申し上げます。

まず1点目は、まさに磯崎委員がおっしゃった点です。私の言葉で言うと、食料の安定供給というものを需要家の目線でしっかり考えることが重要だというふうなことなんですけれども、つまり生産ではなくて需要家の目線で見ると、生産だけじゃなくてデリバリーも見なくてはいけないし、あとそこからそういう人までリーチするのかというところまで考えるようになると思います。

現状、貨物の物流とか港湾、そうしたものについて農業政策の中でどこまで見ているのかということについて、一抹の不安がないとも言えません。これは他府省の話にはなりませんけれども、しっかり農作物その他、しっかり流通のルートをどうやって確保していくか、今後集約していかなければいかんと思います。同時に脱炭素も考えなければいけません。そういうことをどうやっていくのかということは、やはり一定程度農水省さんの舵取りというか号令は必要だと考えます。

2点目は、そうした需要家から見たところの安定供給というものを考えるときに、分析が不可欠だと思います。この会合でも英国の食料安全保障報告書の話が出ましたが、そうした分析を我が国でも白書などでしっかりやっていくということが重要だと思います。

現在の白書の場合というのは基本的に講じようとする施策を議論する場だということで、ある意味その背景となるエビデンスをしっかり作ること、これは別の流れでEBPMというエビデンスに基づく政策立案という話がありますけれども、そうした政策立案に農業政策もしっかり組み込むということが必要で、そうした中で審議会の在り方というものをしっかり検討していただくことが重要ではないかと思います。

最後の点ですけれども、農村政策に関してであります。現状、私の理解ではこれは自治体とか地域組織とか分権的な政策運営が基本的にはそういうところに、運営を担わせているというふうなものと認識しています。

こうしたやり方は、ある意味地域性の違いを勘案することも可能ですし、それぞれの地域の意欲、独自性というものに委ねることができる側面も相当程度あると思いますけれども、他方で、小粒でスケールしない。そのスケールしないで終わるというケースが相当程度多いというのは、これは他府省の施策を見ても明らかだと思います。

人口減少が著しい中で、農業政策が現状の小粒の政策を作ってはやめ、作ってはやめ、という形をやっていくことほどの体力が今後残されているのかということを考えてみると、

ある程度農林水産省が各農村なり自治体の取組を指導、監督するというようなこともしつかり基本法の中に入れ込むということは、私はある意味地域の独自性をしっかり発揮する上で重要ではないかというふうに考えます。そうしたことで、専業として農業をするという人たちが増えてくることを私は強く願っています。以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 農業生産というか、農業の生産力についてなんですが、18ページに人口減少下における生産力を維持できる生産性の高い農業経営というのがあります。生産性向上というのは極めて日本にとっては大事です。以前の農林水産省からの資料を見ていただいても、日本の農業生産性は極めて低いです。オランダとか広大な土地を持つアメリカ、オーストラリア等に比べて生産性が低いというのは分かりますが、一方で、オランダみたいな付加価値の高いものを生産するところに比べても極めて低いです。

そのことを考えてみると、これから「人口減少下において」とさらっと書いてあるんですが、日本がこれから直面する最大の問題は人口減少です。その中で、「生産力を維持できる生産性の高い」ここは極めて大事で、このあたりにさらっと書くような問題ではないんじゃないかと。

もっとこのところはきちんと、後ろの方で議論されるかも知れませんが、このところはもうちょっと力を入れて、特に国内生産という食料の安定供給をする、国内の生産力向上という面からも、ここは極めて大事なので、このところはもう本当にこれまで品種改良にしても、様々な技術開発にしても国がやってきたんですけども、もっと民間が力を発揮できるような国の環境づくりというか、そのあたりをやっていただきたい。国がかり、県がかり、行政がかりで、全てやってきたものをもっと民間の力が発揮できるような体制にすることが生産性を上げていく第一歩かなというふうに思っています。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、真砂委員、お願いいたします。

○真砂委員 先ほど、柚木委員から多様な担い手、あるいは半農半Xというお話がございましたけれども、それへの反論であります。私は担い手についての現行基本法は全く変える必要はないというふうに考えております。

これまでの議論でも過去20年間、農地の受け手というのはやはり安定した農業経営体が担ってきたというような分析もございました。また、今後の20年間で展望すると、先ほどの生産性向上、品種改良、スマート農業等々、やはり専門的な経営体がますます重要になってくるわけでございます。外部からの参入も含めた、そういうしっかりした経営体

をますます育成していく必要がある。そういう状況の下で多様な担い手、半農半Xというお話は論外な議論だと私は思っております。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、寺川委員、三輪委員、お願いいたします。

○寺川委員 企業と連携したような農業、大規模化、生産性をアップしていく、これは望ましい農業経営の形態の構築を目指すということを入れるべきではないかなというふうに思います。

それから、担い手のところ、今、お話がありましたけど、一方で、畜産業のような業界においては海外からの人の受入れ、こういうものも必要になってくるのではないかと思いますので、単純に今、国内での都市からの農村への移住とかありますけれども、海外から人を持ってくるというような方向性についても検討を入れるような書きぶりもあっていいのかなというふうに思います。

○中嶋部会長 望ましい農業形態の、望ましいというのは、どういう。

○寺川委員 具体的にいうと、生産性がアップできる、スマート農業、大規模的な投資もできる、そういう形態です。

○中嶋部会長 分かりました。ありがとうございます。それでは、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 各委員から既に言及していただいておりますが、価格形成のところですが、1つ立ち戻ってみると、農業者の方々が誇りを持って農業を続けていただいて、しっかり稼いで生活していただくというところで、もう他産業並み、若しくはそれ以上に稼げるような産業であることというのは、これから先も不可欠なんだというふうに思っております。

その中でいくと、収入側でいくと価格の面は非常に大事でして、あとはコストダウンという観点も当然あるかなというふうに思います。その中でいくと、国産の飼料、肥料、スマート農業、今は高くてもこの後の国際情勢を踏まえると、そちらを使った方が安くなるということも当然出てくるということも1つ念頭に入れた上での前倒しでの普及が必要かなと思います。

あとは収入、価格形成の部分なんですけど、1つは価値向上、例えば、みどりの食料システム戦略の中で、有機農業を増やしていきますが、それを価値を伝えた上で、消費者がどれだけそれを支えていただけるのか、ただ消費者が全てを支えてもらえるわけでは当然ないと思いますので、それ以外の外部経済の部分について誰がどう支えるのか。

例えば、先ほどから出ているようなカーボンの観点であれば、国の他省庁の制度等も使ってマネタイズして、それを農業の収入に組み込むこともできますし、若しくは農業、農村政策の中での補助金というのでも適切な形でしっかり使っていく部分だと思います。

あともう1つ、難しい部分が、リスクヘッジの部分に対して誰がお金を払うのかというと、今はそこが見えてない部分だというふうに思います。消費者が例えば将来この作物が入ってこなくなるリスクに備えて今のうちから買い支えるというのはなかなか行動としては難しい部分だと思いますので、先ほど大橋委員がおっしゃられたようなエネルギーの安全保障の件も含めて、リスクに対してはやはり国策として支えていくという部分は必要になってくるのかなというふうに思っております。

もう1点、農村政策の部分ですが、以前の部会の中で御説明していただいたように、非農家の農村住民が増えている中でいくと、農業振興、若しくは農業起点の6次産業化だけで農村の産業、若しくはサービス、若しくは人口の維持というのを支えるのが無理なんだというふうにはっきりと思います。

ただ、農村に対してのいろいろな政策、例えば地域商社、DMO、地域おこし協力隊、広く見るとふるさと納税とかも含めてだと思います。いろいろな省庁がいろいろな政策をやられている中で、その中の戦略的な横のつながりとかリンクをどう取っていくのかというところについては、それぞれの管轄では当然おありだと思いますけれども、やはり農林水産省が司令塔として一番にリーダーシップを取っていただきたいなと。農村の現場、農業者の方々、農村住民の方々を一番御存じなのが農水省の皆さんだと思っています。

その中で、組み立てることによって、もっともっと農村を支えることが今でもできると思いますし、基本法のところを農水省の中だけに限らず、外に向けてのメッセージというのも強く出していくという、基本法だからこそできる部分なのではないかと思っております。すみません。長くなりました。

○中嶋部会長 1点、リスクヘッジとおっしゃいましたけれども、これは収入保険的な意味でしょうか。

○三輪委員 そうではなくて、安全保障の観点とか、もっと言うと離島対策とかも含めてだと思いますが、直接的に農産物の商品価値につながらないけど、国として大事なリスク回避策のところについては国策として対応すべきかなというふうに思っております。

○中嶋部会長 分かりました。他にいかがでしょうか。柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員 今、真砂委員から反論をいただきましたが、私も認定農業者を核として効率

的かつ安定的な農業経営、今の現行法でうたっているわけですがけれども、そのことを否定しているわけでは全くありませんし、むしろそれはもっともっと推進すべきというふうに思っています。

一方で、地域の現場において、そういう方々だけでなかなか維持ができない農地とかが出てきているのも事実でありますので、その場合にこれは農村政策との関わりだというふうに思いますけれども、多様なそういう関係者がどういうふうに中心となる経営とうまく連携を取ってやるのかということも考えていく必要があるのではないかと、そういう趣旨で申し上げました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。他にいかがでございますか。それでは、山浦委員、お願いします。

○山浦委員 たくさんの皆さんの御意見を聞いていて、特にちょっと印象に残った言葉で言うと、生産性という部分と需給のバランスという言葉があったかなと私は思いました。需給のバランスということで考えますと、先ほどから多少あったとおり、価格形成においては国がどうこうという部分と、生活ができない農家さんについては支援等というお話もあったんですけれども、需給のバランスが崩れている中で、値段が下がっているという部分も確かにあるかなと思います。

そういう中で言うと、支援的な形で言いますと、農家の仕事は守ることができる。要は生活という部分では守ることができるかもしれないですけど、本質的には日本の農業を守っていることにはならないことにもつながるんじゃないかなと思います。結局は需給のバランスが多いので作物の価値が上がらない。なので消費者もばかではないので、今、白菜、レタス、現場の方で廃棄調整を受けて、補助金を受けて生活している農家さんもたくさんいる中で、その延命に本当に価値があるのかと。

私は生産者の立場なので、あまり軽々しくは言いたくないですけれども、現状はそういう問題が起きている中で、今、生産性だけを上げていけば、となってくるとさらに需給のバランスが崩れる可能性もあるので、そのバランス調整という部分で私は行政、農政の部分で価値、バランスを取っていく必要があるのかなと思います。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

もうそろそろ終了の時間が迫ってきておりますが、他によろしいでしょうか。

実は、中家委員を御指名しようかと思ったんですが、ちょっと画面上にはいらっしやらないですね。

清原委員、手を挙げていただいています。

○清原委員 私、今日2点コメントを用意していたんですが、その1点目が先ほちょっととスライドでも見てもらったんですけど、今日、皆さんのお話を聞いていて、多分皆さんいろいろなレベルで意識されていると思うんですが、食料とか農業といったものがどこまでが「公」のことで、どこまでが「私」のことになるのかというところの、多分議論をこの部会で今後していくべきで、そういった理念を最終的な結論の中にうっすらでも漂わせることができたかなというふうに思います。

いかにも研究者が考えそうなことではあるんですが、少しだけ共有してよろしいでしょうか。

4回目の部会の際に、ヒアリングでおいでになった丸田さん、現場の方がこういうコメントをされていたんです。農家というのは農業者というのが営利性の部分と公益性の部分を持ち合わせていて、それを一緒に議論しない方がいいと。議事録の37ページに詳細なコメントが残っているので、とても重要なことをおっしゃっていて、現場の方からこういう御指摘があるんだなと思いましたので、是非生産者の方もおられる、それから関連する事業者の方もおられる、それから行政の方もおられる、この部会でこういったことを意識して話をするべきではないかというふうに思いました。以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

中家委員はちょっとネットのトラブルがありまして、今、入っていらっしゃいますか。もしよろしければ、最後に御発言していただければと思いますが、聞こえていらっしゃいますでしょうか。御発言いただけますでしょうか。

○中家委員 適正な価格形成、いろいろな御意見もいただいたところでありますけれども、このことにつきましては、今回の基本法の改正の中では非常に重要だと思ってございまして、まさに今後数十年を見据えた新たな農業政策の目玉になるんじゃないかと思ってございます。

実現に向けては、非常に課題が山積していると思いますけれども、どうすれば実現できるかという視点を持って、具体的な前向きな検討を進めていく必要があろうかなと思ってございます。

その際は、実効性あるものとするために、農業者、あるいは農業団体に限らず、事業者、あるいは消費者も積極的に参加していただけるよう政府が検討、指導していただけたらと

思っているところでございます。

それから、担い手の関係でございますけれども、離農する経営の農地の受け皿ということで、経営体を育成する、これは非常に重要なことだと思っております。ただ、一方では中山間地域の大規模農業者もいない、後継者も少ないというようなところもございます。この場合はやはり中小なり、家族経営、これを含めて地域計画に位置付けられた多様な担い手の支援、こういうことも非常に重要じゃないかなと思っているところでございます。以上でございます。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、後半部分に関してはここら辺までとさせていただきます。

食料政策から多面的機能に至るまで4つの基本理念について、今、現段階でお気づきのことを取り上げていただいたので、今後のそれぞれのパートでの御議論につながる頭出しをしていただいたのではないかと思います。

まとまってはいませんが、気がついたところから最後に御指摘させていただきたいと思っています。

まず、担い手の在り方というものに関して、様々な御意見をいただきました。ただ共通していたのはやはり生産力があって、今日の議論に関連させて言うと食料安全保障に資するようなそういう担い手を育成していくべきだということに関しては特に御異論はないのではないかと思います。

現場の実態に合わせながら、ただし今後生産性を向上させなければ、これは日本農業としても持ちませんので、そこら辺についての必要条件を考えていくべきだと感じております。

それから、いろいろな角度から御議論いただきましたけれども、いわゆるバリューチェーンの構築ということに関しては、これも御意見は皆さん同一の考え方を持っていたのではないかなと思っております。

それは農業者と食品企業の方とをどのように組み合わせるかということであったり、それから流通面で直面するであろういろいろな問題を解決していく上でもこのバリューチェーンの構築は非常に重要ではないかというふうに思ったところであります。

それから、価格形成に関しては先ほどの議論とも併せてまだいろいろな御意見があったところです。これは食料政策の中でもう一度深く議論させていただきたいと思っております。

それから、茂原委員から御指摘だったと思いますが、農業、農村政策は一体だということ、農村の上に農業が成り立っているというのは、私自身は非常に大事な御指摘ではないかと思っておりますけれども、そういった意味での農村政策の在り方というものを今後議論していく必要があるように思いました。

それから、農村政策における自治体の役割、それから国との関係性ということについて、大橋委員からの御指摘があった点も今後検討すべきではないかと思ったところであります。

香坂委員からはアジアモンスーン地域のモデルというのを意識すべきではないか。柚木委員からは水田の機能の在り方についての御指摘、これは多面的機能に関連することだと思っておりますけれども、この考え方は今後も有効ではないかという御意見だったと思っております。

それ以外にもたくさんあったと思いますが、とりあえず幅広に御意見をいただきました。

消費者の在り方に関しても、今回もこのパートでも御指摘いただいたと思っておりますけれども、これも多分食料政策の中で議論いただくとしたいと思います。

最後に、清原委員から、「私」と「公」の切り分けという非常に重要な御指摘をいただいたところでございます。「公」の部分に関しては、政策的に対応すべきなのは当然でありますけれども、「私」の部分についてどこまで踏み込んでいくのかは検討が必要であります。

それから、公益的な機能に関するお話ですが、突き詰めるとそれは国民皆さんの利益につながることで、単純に公か私かというようには分けられないと思います。例えば、環境保全型の農業、有機農業を振興するに当たって、そこのかかり増しのコストは、例えば消費者の方に直接支払っていただくのか、公益的な意味があるということで納税者に支払っていただくのか、いろいろな政策の立て付けがあると思っておりますけれども、こちら辺は価格形成の在り方の中でも御検討いただければ有り難いなと思ったところでございます。

私の整理があまりよろしくないかもしれませんが、本日様々な御意見をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

事務局の方からはよろしいですね。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思います。

最後に事務局から次回の日程について御説明をお願いいたします。

○政策課長　では、次回の基本法検証部会は、3月14日火曜日、15時からを予定しております。

議題は食料分野の今後の展開方向ということで、御議論をいただければと思っております。詳細につきましては、調整つき次第、御連絡いたします。以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の食料・農業・農村政策審議会を閉会といたします。
延長してしまって、申し訳ございません。

ありがとうございました。

午後 3 時 3 7 分　閉会